

淀川水系ダム事業費等監理委員会資料

—丹生ダム建設事業の今後の取扱いについて—

平成29年6月1日

独立行政法人 水資源機構 関西・吉野川支社

丹生ダム建設事業の概要

高時川

流域面積：約212km²

流路延長：約48.4km

丹生ダム

集水面積：約93km²



【前・事業実施計画：平成14年2月7日 第1回変更認可】

○場所

滋賀県長浜市（淀川水系高時川）

○目的

洪水調節（姉川・高時川の洪水調節）

流水の正常な機能の維持

（異常渇水時の緊急水の補給を含む）

水道用水の供給

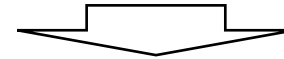
（大阪府、京都府、阪神水道企業団：最大3.23m³/s）

○諸元 ロックフィルダム

高さ145m 総貯水容量15,000万m³

○工期 昭和55年～平成22年度

○事業に要する費用の概算額 約1,100億円



【事業実施計画の廃止：平成29年3月31日 認可】

○事業の廃止までに要する費用の概算額

約617億円（事業の廃止に伴い追加的に必要となる費用約40億円を含む）

○事業廃止に伴い追加的に必要となる費用の主な内容

工事で損傷した道路の原形復旧・機能回復

工事用仮設道路や調査施設等の撤去

追加工事実施のための測量設計

事業用地保全など

なお、事業の廃止までに要する費用の額については、事業の廃止に伴い追加的に必要となる工事が完了する平成39年3月31日をもって精算し確定する予定である。

丹生ダム建設事業の経緯

昭和43年10月	予備調査を開始
昭和55年 4月	実施計画調査着手
昭和63年 4月	建設事業着手（建設省）
平成 6年 3月	事業実施方針の指示、事業実施計画の認可
平成 6年 4月	水資源開発公団（現水資源機構）へ事業承継
平成 7年 3月	工事用道路工事に着手
平成 8年12月	水没家屋等移転完了
平成14年 2月	事業実施計画（変更）の認可（事業工期を平成12年度から平成22年度へ変更）
平成19年 8月	淀川水系河川整備基本方針策定
平成21年 3月	淀川水系河川整備計画策定
平成21年 4月	淀川水系水資源開発基本計画の全部変更
平成21年12月	「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」における新たな評価基準により検証を行うダムとして位置づけられる
平成22年 9月	国土交通大臣より、ダム事業の検証に関する検討の指示
平成23年 1月	丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回幹事会）
平成24年 8月	丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第2回幹事会）
平成25年 3月	丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第3回幹事会）
平成25年 9月	丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第4回監事会）
平成26年 1月	丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回検討の場、第5回幹事会）
平成28年 6月	事業評価監視委員会（対応方針（案）原案どおり「中止」が妥当であると判断）
平成28年 7月	国交省による対応方針：中止決定(H28.7.20)
平成29年 3月	事業実施計画廃止認可（H29.3.31）
	事業費：約617億円（事業の廃止に伴い追加的に必要となる費用約40億円含む。）
	（なお、事業の廃止までに要する費用の額については、事業の廃止に伴い追加的に必要となる工事が完了する平成39年3月31日をもって精算し確定する予定である。）

丹生ダム建設事業の廃止に伴う整備について

○事業の廃止に伴う主な整備内容

約40億円

(事業の廃止に伴い追加的に必要となる工事が完了する平成39年3月31日をもって精算し確定する予定)

- ・ 工事で損傷した道路の原形復旧・機能回復
- ・ 工事用仮設道路や調査施設等の撤去
- ・ 追加工事実施のための測量設計
- ・ 事業用地保全（事業用地内の落石・倒木の処理及び冬期の除雪等）など



丹生ダム建設事業の今後の取扱いについて

1) 丹生ダム建設事業の廃止について

- ▶ 丹生ダム建設事業は、平成28年7月にダム検証の対応方針を「中止」と決定し、平成29年3月に、事業実施計画の廃止を認可。
- ▶ 事業の廃止までに要する費用の概算額：約617億円（事業の廃止に伴い追加的に必要となる費用約40億円を含む。）
なお、事業の廃止までに要する費用の額については、事業の廃止に伴い追加的に必要となる工事が完了する平成39年3月31日をもって精算し確定する予定である。

2) 規約の改正について

- ▶ 丹生ダム建設事業は廃止により、ダム本体施行に至らない事業となるが、廃止に伴う整備において、工事で損傷した道路の原形復旧、機能回復や不用となる工事用仮設道路等の施設撤去等を実施することから、これら工事に関するコスト縮減策やその実施状況、工事工程の進捗状況等について助言を得ることとし、以下のとおり規約の改正を行うものである。

[改正案]

第2条（目的）

ダム等建設事業は、調査計画段階から用地補償、生活再建、ダム本体施工等を経て完成に至るプロジェクト型事業であり、集中的な予算投資と効率的な工程管理が求められる。また、用地補償などの地元調整や他機関との事業調整などを必要とすることから、調査着手から完成まで長時間を要するため、その間の事業進捗や社会情勢の変化により、事業の内容や工法等の見直しや総事業費の見直しが必要となることがある。一方、公共事業は、社会情勢の変化をふまえ一層の効率的な事業実施やコスト縮減等が求められる状況となっており、工程管理や事業調整等による事業費の縮減に取り組んで行くことが事業者には課せられた責務となっている。

上記のことを鑑み、天ヶ瀬ダム再開発事業、大戸川ダム建設事業、川上ダム建設事業について、コスト縮減策やその実施状況、工事工程の進捗状況等について助言を得ることを目的として淀川水系ダム事業費等監理委員会を設置するものである。

なお、丹生ダム建設事業の廃止に伴う整備※についても、コスト縮減策やその実施状況、工事工程の進捗状況等について助言を得ることとする。

※丹生ダム建設事業の廃止に伴う整備とは、丹生ダム建設事業の廃止に伴い追加的に必要となる工事等をいう。